

メディア・アート・ホール、講義・研修室 利用案内

当館をご利用いただきありがとうございます。

文化・学習活動の支援を目的に、様々な演出装置を備え、多目的に使用できるメディア・アート・ホール（最大300席）と各種の会議や研修に利用できる講義・研修室（最大99席（1つの長机に3人使用の場合））を貸し出しておりますので、ご利用ください。

- 休館日
- 月曜日（ただし、祝日及び振替休日は開館、翌日が休館）
 - 館内整理日（毎月第2木曜日、1月については4日）
 - 年末年始（12月29日～1月3日）
 - 資料点検期間（月曜日を除いて10日間を上限とする期間）

※詳しくは開館カレンダーをご覧ください。

○目的等による使用の優先順位

メディア・アート・ホール及び講義・研修室は、下記の順に優先して使用承認を行います。

- 1 和歌山県、和歌山県教育委員会等、並びに県立図書館主催または共催の行事等による使用
- 2 その他、管理運営上支障がないと認められる使用

○施設の使用条件

次の場合は、施設の使用許可はできません。既に許可している場合、使用の途中でも使用許可を取り消すことがあります。

- 1 図書館の管理運営上、支障があると判断した場合又は建物その他附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- 2 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- 3 使用許可の申請に偽りがあった場合又は許可された使用条件に違反した場合
- 4 使用の権利を他に譲渡または転貸した場合

○使用する際の事前打合せ

- 1 メディア・アート・ホールの利用者は、利用日の前月の当館が定める日時に来館の上、文化情報センター職員及び舞台音響設備操作者と一緒に打合せを行ってください。打合せ日時は、後日、当館で調整し連絡します。

- 2 講義・研修室の利用者は、使用日の2週間前までに来館等により文化情報センター職員と打合せを行ってください。
- 3 使用者は、必ず会場責任者を定めて、関係職員と連絡を取るようになっています。

○使用の申込み

- 1 申込みの受付開始
使用を希望する月の1年前の月の最後の平日に抽選を行います。
- 2 申込み受付方法
 - ①各月の受付開始日の受付時間内は、電話による受付を行います。
(受付期間：抽選日の6日前から抽選日当日まで)
 - (1) 受付期間内に、使用希望日の申込みが重複した場合は抽選(くじ)により決定します。
 - (2) 抽選は、文化情報センターで17時から行います。抽選に来られない場合は、文化情報センター職員が代理でくじを引きます。
 - ②各月の受付日の受付時間以降は、先着順による受付を行います。
- 3 申込みの受付終了
 - ① メディア・アート・ホール：原則、使用日の1ヶ月前まで。
 - ② 講義・研修室：原則、使用日の2週間前まで

※受付終了以降の予約については、利用内容により使用が可能な場合もありますので、ご相談ください。
- 4 申込みは、メディア・アート・ホール等使用承認申込書に必要事項を記入し、文化情報センターへ提出してください。後日、使用承認書を送付します。(用紙は県立図書館文化情報センターホームページ内に掲載しています。)
- 5 電話による仮予約も受け付けます。その後、2週間以内に上記の申込み手続きを行ってください。(期間を過ぎると仮予約を取り消すこととなりますので、ご注意ください。)

○使用料金と使用料の納入

1 施設の使用料

時間帯	メディア・アート・ホール		講義・研修室
	入場料無料	入場料有料	
9:00～12:00	11,620 円	17,450 円	7,760 円
13:00～17:00	15,530 円	23,290 円	10,340 円
17:00～19:00	11,630 円	17,440 円	7,750 円
9:00～17:00	23,930 円	35,910 円	15,950 円
13:00～19:00	24,430 円	36,660 円	16,280 円
9:00～19:00	34,910 円	52,360 円	23,260 円

- ① 本表に定める使用時間を超えて使用する場合の超過分の料金は、1 時間につき、次に定める額となります。
 - (1) メディア・アート・ホール（入場料無料の場合） 5,810 円
 - (2) メディア・アート・ホール（入場料有料の場合） 8,720 円
 - (3) 講義・研修室 3,870 円

- ② 幼稚園児、児童、生徒等が主体となって利用する場合、また障害者及び障害者団体が利用する場合の使用料は、本表に定める額の 2 分の 1 となります。該当する場合は、事前に担当職員にご相談ください。

- ③ メディア・アート・ホールで行う催し物の事前準備（リハーサル含む）又は原状回復のために使用する場合の使用料は、催し物の前日又は翌日の使用に限り、本表に定める額の 2 分の 1（入場料有料の場合は、事前準備等であっても入場有料欄の該当時間帯の金額の 2 分の 1）となります。該当する場合は、事前に担当職員にご相談ください。

- ④ 附属設備・機器等を使用する場合は別途使用料（「和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料一覧表」参照）が必要です。なお、音響、照明器具は原則として当館に備え付けの設備を利用してください。

2 使用料の納入

使用終了後、数日以内に納付書を送付しますので、納期限までに指定金融機関（納付書裏面 4 参照）から振り込んでください。

納入が遅れた場合は延滞金がかかる可能性がありますので速やかに納入していただきますようお願いいたします。

- 3 メディア・アート・ホールの舞台照明及び音響機器操作等
- ① メディア・アート・ホールの舞台照明及び音響機器等の操作は、委託した専門業者（操作者1名分の費用を施設の使用料に含みます）が行います。
 - ② 上記の操作者を増員する場合は、別途委託業者への申込みが必要です。
なお、料金は利用者負担となります。
*利用直前のお申し出には対応できない場合があります。ご注意ください。
- 4 ピアノの使用について
- 当館のピアノは、不特定多数の利用者の方々に長く良いコンディションでご利用頂くために定期的に保守点検を行っています。
- 調律を実施する際は、事前に担当職員にご相談ください。

○その他

当館駐車場の駐車台数（77台・無料）には限りがあり、催し物等でご来場の方が駐車できない場合があります。ご来館の際には、公共交通機関をご利用くださるよう、参加者に周知ください。

問い合わせ先：和歌山県立図書館文化情報センター
和歌山県和歌山市西高松1-7-38
電話 073(436)9530 FAX 073(436)9531